

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	医療法人社団 弘知会 わざクリニック・松戸市西馬橋幸町13番地 早稲田ビル2階
工事等の名称	令和8年度 松戸市病児・病後児保育事業委託（ニコニコルーム）
工事等の場所	松戸市西馬橋幸町13番地 早稲田ビル5階
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	21,992,000円
工事等の概要	松戸市が委託する松戸市病児・病後児保育事業の運営に関し、病気の回復期に至らない場合、及び病気回復期にある児童に対し、集団保育が困難な期間における一時的な保育サービスを実施施設が提供することにより、もって保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。
随意契約の理由	「医療法人社団弘知会 わざクリニック」は、平成28年度から松戸市内初めての病児・病後児保育施設を開設し、多くの市民から利用され信頼を得てきた。 さらに本事業は、病気又は病気回復期にある児童を一時的に預かるため、保育室以外に観察室・安静室などの確保、看護師・保育士などの担当者の確保、児童の状況に応じた給食の実施など、適切な対応が可能な施設を指定する必要がある。 また、看護師・保育士などの担当者の確保だけでなく、医師との信頼関係を築くことが子どもの安全を確保するために大変重要である。当事業者が運営する病院と同じビルに部屋を借用しており、上記の対応が可能なばかりでなく、交通機関の利便性も良く、事業実施にあたり必要な環境が整備されている。 以上のことから、事業実施施設として当事業者を指定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮される。